

わかやまキッズ法廷2016

— 裁判所ってどんなところ? —

* 開催報告 *

平成28年8月2日(火), 当庁の夏休み広報行事として毎年恒例の「わかやまキッズ法廷」を開催しました。当日は晴天にも恵まれ, 活気あふれるイベントとなりました。26名の参加者と保護者の方々を迎えて行われた当日の様子を, ダイジェストでお送りします。

☆イントロダクション

参加者の皆さんは, イベント開始までの待ち時間にも台本を読み込んで準備はばっちり!
担当の総務課からイベントの概要を説明している間も, 皆さん待ちきれないという様子でした。期待を高めながら, いよいよイベントスタートです!

☆1 限目 裁判所の謎を解こう!

1 限目では, 裁判所の3つの部屋をまわりながら, 各部屋で模擬裁判に関係のあるミッションをクリアしていきます。
たとえば, 裁判員になる人を選ぶ選任手続に使用する部屋では, 部屋にちなんで裁判員制度に関するクイズを解きました。
ニュースでもよく聞く言葉で, 皆さんなじみがあつたようです。少し難しいかと思われたクイズも, 皆さんすらすらと正解を出していました。



刑法236条1項
暴行又は脅迫を用いて他人の財物を窃取した者は, 強盗の罪とし, 五年以上の有期懲役に処する。

刑法240条
強盗が, 人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し, 死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

また, 法廷では, 六法をひくというミッションに挑戦しました。実際の六法で, 「人の物を盗んで, さらに暴力をふるう」と「強盗罪」になること, 「強盗が, さらに人にけがをさせる」と「強盗致傷罪」になることを確認しました。

六法をひくのは初めてという参加者も多かったようで, 条文を探すのに少し戸惑う場面も見られましたが, 皆さん無事に条文を探し当て, ミッションをクリアしました。

裁判が「法律」に基づいて行われていることを実感していただけたのではないでしょうか。

☆2限目 裁判をやってみよう！



2限目は、メインイベントの模擬裁判です。先ほど六法をひいて確認していただいた「強盗致傷罪」をテーマに開廷しました。

裁判では、レジからお金を盗んだと疑われている被告人と、それを見たと言明するお店の店長（証人）が登場しました。

参加者の皆さんは、裁判官・検察官・弁護人の役になりきって、被告人と証人に質問を投げかけていました。

ふたりの話から、有罪・無罪の判断に重要な証拠を導き出せたでしょうか。



審理の後は、模擬裁判の役割ごとにグループに分かれて、裁判官を司会として有罪・無罪を決める評議を行いました。

「証人が見たのは本当に被告人だった？」「被告人のポケットには盗まれたお金と同じ金額が入っていたからやっぱり被告人が犯人では？」など、いろいろな視点から鋭い意見が出て、白熱した議論となりました。

評議の後は、各グループの判決を言い渡し、模擬裁判は終了しました。



☆3・4限目 裁判官への質問タイム&記念撮影

模擬裁判が終われば、裁判官への質問タイムです。「判決に迷った時の決め手になるのは何？」「1日にどのくらいの数の裁判をしているの？」「裁判がない日は何をしているの？」など、皆さん積極的に手を挙げて質問していました。

最後に、希望者の方には裁判官の着る「法服」を着て記念撮影をしていただきました。めったにない機会ということで、皆さんたくさん記念写真を撮って、思い出を持って帰っていただきました。

イベント終了後のアンケートでは、「裁判所のことがよく分かり、とても楽しかった」「緊張したけれど、とてもよい経験になった」などの声をいただきました。

このイベントが、親子で司法について考えるきっかけとなれば幸いです。ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。

